

緑と水辺の基金条例第6条に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑と水辺の基金条例（昭和59年千葉県条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき条例第6条に規定する処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公園整備事業の推進及び公園施設の管理運営)

第2条 条例第6条第1号に規定する「公園整備事業」とは、公園等の整備事業及び用地買収事業とする。ただし、補助金対象事業及び起債対象事業を除くものとする。

2 条例第6条第1号に規定する「公園施設の管理運営」とは、都市基幹公園及び特殊公園内の公園施設の管理運営、稲毛海浜公園内の磯の松原・思い出の森等市民参加で行った植栽等の維持管理をいう。

(緑と水辺の環境を整備し、保全する事業)

第3条 条例第6条第2号に規定する「緑と水辺の環境を整備し、保全する事業」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 樹林・樹木の保全等民有地の緑化を図る自然緑地の保全事業
- (2) 市街化区域内の森林保全を行う森林関連事業
- (3) 海、川等の水辺の環境整備事業

2 前項にかかわらず、補助金対象事業、起債対象事業及び工事の前提となる委託調査は除くものとする。

(緑化思想の啓蒙及び普及)

第4条 条例第6条第3号に規定する「緑化思想の啓蒙及び普及」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 緑化意識の向上を図るための図書等の作成、催し物の開催。
- (2) 緑と水辺のまちづくりを推進するための調査・研究。（工事の前提となる委託調査は除く。）
- (3) 緑化意識を啓発する施設の設置・維持管理。
- (4) 市民参加による緑化活動を促進する事業。

(処分の実施)

第5条 条例第6条に規定する処分は、原則として緑と水辺の基金運営委員会において採択された事業について実施する。

附 則

この要綱は、平成2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。